

参 考 資 料

(広島労働局職業安定部職業安定課)

広島県在籍型出向等支援協議会 設置要綱

1 目的

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされる企業が増加する中で、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で、在籍型出向により労働者の雇用を維持する重要性が高まっている。このため、地域において関係機関が連携し、出向の情報やノウハウの共有、送
出企業や受入企業の開拓等を推進することを目的として、広島県在籍型出向等支援協
議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

2 構成員等

地域協議会の構成員は、別紙1のとおり、経済団体、労働団体、金融機関、出向支
援組織、関係団体及び行政機関の各機関とする。

なお、地域協議会は必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 地域協議会の開催

地域協議会は年度1回を目安に開催することとするが、その他必要に応じて開催
できるものとする。

4 協議事項

地域協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域における雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関する事
- (2) 地域における出向の送出企業や受入企業の情報・開拓に関する事
- (3) 地域における関係機関間の連携に関する事
- (4) 地域における出向支援のノウハウ・好事例の共有に関する事
- (5) 各種出向支援策の共有など出向の効果的な実施の推進に関する事
- (6) その他必要な事項に関する事

5 事務局

地域協議会の事務局は、広島労働局職業安定部に置く。

6 その他

- (1) 地域協議会の議事については、別に地域協議会で申し合わせた場合を除き、
原則として公開とする。
- (2) この要綱に定めるもののほか、地域協議会に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和3年6月24日から施行する。

広島県在籍型出向等支援協議会構成員

区 分	機関・団体名
経 済 団 体	広島県経営者協会
	広島県商工会議所連合会
	広島県中小企業団体中央会
	広島県商工会連合会
労 働 団 体	日本労働組合総連合会広島県連合会
金 融 機 関	広島銀行(ひろぎんヒューマンリソース株式会社)
	もみじ銀行
出 向 支 援 組 織	公益財団法人 産業雇用安定センター広島事務所
関 係 団 体	広島県社会保険労務士会
行 政 機 関	中国経済産業局
	中国地方整備局
	中国運輸局
	大阪航空局
	広島県
	広島労働局(事務局)

全国在籍型出向等支援協議会 開催要綱

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされる企業が増加する中で、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で、在籍型出向により労働者の雇用を維持するために、関係機関が連携して、出向の情報やノウハウの共有、送出企業や受入企業開拓等を推進することを目的として、「全国在籍型出向等支援協議会」（以下「全国協議会」という。）を設置・開催する。

2 構成員

全国協議会の構成員は、別紙のとおりとする。全国協議会は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

3 全国協議会の開催

全国協議会は年度1回を目安に開催することとするが、その他必要に応じて開催することができるものとする。

4 協議事項

全国協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関する事。
- (2) 出向の送出企業や受入企業の開拓や関係機関間の連携に関する事。
- (3) 好事例の共有や各種支援策など出向の効果的な実施の推進に関する事。
- (4) その他必要な事項に関する事。

5 事務局

全国協議会の事務局は、厚生労働省職業安定局雇用開発企画課労働移動支援室に置く。

6 その他

- (1) 全国協議会の議事については、別に全国協議会で申し合わせた場合を除き、原則として公開とする。
- (2) この要綱に定めるもののほか、全国協議会に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和3年2月17日から施行する。

全国在籍型出向等支援協議会 構成員

<経済団体>

いけだ みちこ
池田 三知子 (一社) 日本経済団体連合会労働政策本部長
さくま かずひろ
佐久間 一浩 全国中小企業団体中央会事務局次長・労働政策部長
すぎさき ともり
杉崎 友則 日本商工会議所産業政策第二部担当部長

<労働団体>

にだいら あきら
仁平 章 日本労働組合総連合会総合政策推進局長

<金融関係協会>

うえだ しんご
上田 真吾 (一社) 第二地方銀行協会調査部長
えびづか たかし
海老塚 崇 (一社) 全国地方銀行協会業務部長
なかむら かつや
中村 克也 (一社) 全国信用組合中央協会調査企画部長
にしかわ てるあき
西川 輝明 (一社) 全国信用金庫協会人事教育部長
まつもと やすゆき
松本 康幸 (一社) 全国銀行協会事務局長兼企画部長

<出向支援組織>

ふくし わたる
福土 亘 (公財) 産業雇用安定センター事務局長

<関係省庁>

いまぎと かずゆき
今里 和之 中小企業庁経営支援部経営支援課長
おざき ゆう
尾崎 有 金融庁監督局総務課長
こばやし まなぶ
小林 学 厚生労働省職業安定局雇用開発企画課労働移動支援室長
ささき しょうじろう
佐々木 正士郎 国土交通省総合政策局政策課長
さわい あつし
澤飯 敦 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官
のうむら こうき
能村 幸輝 経済産業省経済産業政策局産業人材政策室長
よこた みか
横田 美香 農林水産省経営局就農・女性課長

(分類別に五十音順、敬称略)

「産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）」をご活用ください

新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元・出向先の双方の事業主に対して助成**します。

※助成金の詳細は、「産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）ガイドブック」をご確認ください。

ガイドブックはこちら→



助成対象となる「出向」とは？

雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象です。

また、出向した労働者は、出向期間終了後は、元の事業所に戻って働くことが前提です。

企業グループ内での出向も、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向であることなど、一定の要件を満たせば助成対象となります。

※労働者のスキルアップを目的として在籍型出向を行う場合は「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）」をご活用ください。

助成の内容

① 出向初期経費助成

【対象】出向元事業主と出向先事業主（企業グループ内出向の場合は支給されません）

【内容】出向前に、出向の成立に必要な措置※を行った場合に以下の額を助成

※就業規則や出向契約書の整備費用、出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向者を受け入れるための機器や備品の整備（出向先のみ）など

	助成額	加算額
出向元・出向先	各10万円／1人あたり（定額）	各5万円／1人あたり（定額）

- ・出向先事業主は1年度あたり500人が上限です
- ・出向元事業主（雇用過剰業種の企業や生産量要件が一定程度悪化した企業からの送り出し）または出向先事業主（異業種からの受け入れ）がそれぞれ一定の要件を満たす場合に加算

② 出向運営経費助成

【対象】出向元事業主と出向先事業主

【内容】出向中に必要な経費※の一部を最長2年まで助成

※賃金・教育訓練・労務管理に関する調整経費など

助成率	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9／10	3／4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4／5	2／3
企業グループ内出向の場合	2／3	1／2
上限額（出向元・出向先の合計）	12,000円／1人1日あたり	

- ・出向先事業主は1年度あたり500人が上限です

③ 出向復帰後訓練助成

【対象】出向元事業主

【内容】出向から復帰した労働者に対して、出向で新たに得たスキル・経験をブラッシュアップさせる訓練（off-JT）※を行った際に、訓練に要する経費と訓練期間中の賃金の一部を助成

※出向から復帰後3か月以内の訓練開始や、訓練期間は6か月以内などの要件があります

	経費助成	賃金助成
助成内容	実費（上限30万円）	1人1時間あたり900円（上限600時間）

受給までの流れ

① 出向初期経費助成・② 出向運営経費助成

1	出向元事業主と出向先事業主との 契約 ※1 労働組合などとの 協定 出向予定者の 同意
2	出向計画届提出・要件の確認※2
3	出向の実施（1か月間～2年間）
4	支給申請※3 助成金受給※4（最長1年間）
5	支給期間延長届提出・要件の確認※2※5 （6か月ごと）（最長2年間）
6	支給申請※3・助成金受給※4

- ※1 出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。
- ※2 **出向元事業主と出向先事業主が出向計画届（または支給期間延長届）を作成し、出向開始日（または延長希望日）の前日（可能であれば2週間前）までに都道府県労働局またはハローワークへ提出してください。（手続きは出向元事業主がまとめて行います）**
- ※3 1か月以上6か月以下の任意で設定した期間（月単位）ごとに、出向元事業主と出向先事業主が支給申請書を作成し、**都道府県労働局またはハローワークへ提出してください。（手続きは出向元事業主がまとめて行います）**
- ※4 支給申請書に基づき、出向元事業主・出向先事業主それぞれに助成金を支給します。
- ※5 支給期間の延長には、引き続き生産量要件（出向元）や雇用量要件（出向先）などの要件が延長届の提出時とその6か月後に審査されます。
また、延長届を提出した場合は、1人あたり最長2年間まで支給期間の延長が可能です。

③ 出向復帰後訓練助成

1	復帰後訓練計画届提出・要件の確認※6
2	復帰後訓練の実施
3	支給申請・助成金受給

- ※6 **出向元事業主が復帰後訓練計画届を作成し、訓練開始日の前日（可能であれば2週間前）までに都道府県労働局またはハローワークへ提出してください。**

計画届、延長届の提出と支給の申請は**オンラインでも**受け付けています。

【雇用調整助成金・産業雇用安定助成金オンライン受付システム】

<https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>

参考：出向運営経費助成額比較（イメージ）

例えば、次の条件の場合、以下のような助成額になります。

- 出向期間中の賃金日額と出向元での直近の賃金日額のいずれか低い方の額 **9,000円**
- 出向期間中の出向運営経費
 - 出向元賃金負担 **3,600円**、出向先賃金負担 **5,400円**
 - 出向先での教育訓練と労務管理に関する調整経費など **3,000円**

※ 出向元・出向先ともに中小企業事業主で、出向元事業主が労働者の解雇などを行っていない場合の例です。

※ 実際に支払われる助成額は、端数処理などにより異なる場合があります。

■ 産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）の例（出向運営経費）

出向元		出向先	
3,600円		8,400円 (出向先賃金負担分：5,400円 + 教育訓練・労務管理に関する調整経費：3,000円)	
助成額 9/10 (3,240円)	実質負担 1/10 (360円)	助成額 9/10 (7,560円)	実質負担 1/10 (840円)

■（参考）雇用調整助成金の場合

助成額 2/3 (2,400円)	実質負担 1/3 (1,200円)	実質負担 10/10 (8,400円)
---------------------	----------------------	------------------------

申請・お問い合わせ先

助成金を受け取る際の支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。

ご不明な点は、**下記のコールセンター**または**最寄りの都道府県労働局、ハローワーク**までお問い合わせください。

※助成金の相談・申請先は（公財）産業雇用安定センターではありません。ご注意ください。

【雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター】

電話番号 **0120-603-999** 受付時間 9:00～21:00（土・日・祝日も受け付けています）

産業雇用安定助成金の拡充（R4.10.1制度改正）

1 制度概要

○コロナの影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行うもの（令和3年2月5日施行）。

・ **出向運営経費** 賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成。

	中小企業	中小企業以外
助成率	4/5（解雇なし 9/10）	2/3（解雇なし 3/4）
上限額（出向元・先の計）	12,000円/1人1日当たり	

・ **出向初期経費** 就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などに助成。

	出向元事業主	出向先事業主
助成額	各10万円/1人当たり（定額）	
加算額（生産性指標要件が一定程度悪化した企業からの送り出し等）	各5万円/1人当たり（定額）	

2 制度拡充内容

○ 足下では経済活動の再開に向けた動きの中で人手不足が見られる一方で、コロナの影響の長期化により一部の産業では企業活動の回復に遅れが見られている。そのため、人材を有効に活用するためにも産業雇用安定助成金の拡充を行い、円滑な労働移動を一層促進する。

事項	現行制度	拡充内容
支給対象期間の延長	1年間	2年間
支給対象労働者数の上限撤廃	出向元、出向先ともに1年度あたり500人	出向元について上限撤廃
出向復帰後の訓練（off-JT）に対する助成（新設）	-	出向元に復帰後に、出向によって得たスキル・経験をブラッシュアップさせる訓練に対して助成

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）（仮称）の新設（案） （総合経済対策（R4.10.28閣議決定））

1 事業の目的

在籍型出向は、自社にはない実践の場における経験から新たなスキルを習得することが期待できるため、労働者のスキルアップを在籍型出向により行う場合に、労働者を送り出す事業主に対して助成することにより在籍型出向を推進し、企業活動を促進するものであり、雇用機会の増大等雇用の安定を図ることを目的とする。

2 事業の概要

○助成内容

労働者のスキルアップを在籍型出向により行うとともに、当該出向から復帰した際の賃金を出向前と比して5%以上上昇させた事業主（出向元）に対し、当該事業主が負担した出向中の賃金の一部を助成

	中小企業	中小企業以外
助成率	2/3	1/2
上限額	8,355円／1人1日当たり (1事業主あたり1,000万円)	
支給対象期間	1か月～1年間	

3 想定される活用事例

- DXを目指す企業がIT企業への在籍型出向を通じて、従業員のデジタル技術やその活用技術を習得
- 自動車関連の工場への在籍型出向を通じて、モノづくりにおける品質管理と工程改善の手法や考え方を習得

4 事業スキーム

○助成金支給までの流れ

出向元事業主と出向先事業主との契約
労働組合などとの協定
出向予定者の同意



労働局・ハローワークに出向計画届
(スキルアップ計画を含む) 提出



在籍型出向の実施



復帰（賃金上昇）



労働局・ハローワークに支給申請



助成金受給



雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容

R4.10.28 プレスリリース資料

12月以降通常制度とするとともに、業況が厳しい事業主については、一定の経過措置（支給要件の緩和、日額上限・助成率を通常制度よりも高率とする等）を設ける。

雇用調整助成金等

（括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合）（※1）

		令和4年 10～11月	令和4年12月～ 令和5年1月	令和5年 2～3月
中小企業	原則的な措置 （※2、5）	4/5(9/10) 8,355円	2/3 8,355円	
	地域特例(※3) 業況特例(※4)	4/5(10/10) 12,000円	-	
	特に業況が厳しい事業主(※6)(経過措置)	-	2/3(9/10) 9,000円	-
大企業	原則的な措置 （※2、5）	2/3(3/4) 8,355円	1/2 8,355円	
	地域特例(※3) 業況特例(※4)	4/5(10/10) 12,000円	-	
	特に業況が厳しい事業主(※6)(経過措置)	-	1/2(2/3) 9,000円	-

休業支援金等

		令和4年 10～11月	令和4年12月～ 令和5年3月
中小企業	原則的な措置	8割 8,355円	6割 8,355円
	地域特例(※8)	8割 8,800円	-
大企業(※7)	原則的な措置	8割 8,355円	6割 8,355円
	地域特例(※8)	8割 8,800円	-

- (※1) 令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。
- (※2) 生産指標が前年同期比(令和5年3月までは、令和元～4年までのいずれかの年の同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可)で1か月10%以上減少している事業主。なお、令和4年12月以降に対象期間が1年を超える事業主については業況を再確認する。
- (※3) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。
重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。
各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。
- (※4) 生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。なお、令和4年4月以降は毎月業況を確認している。

- (※5) 令和4年12月～令和5年3月について、※2の措置のほか、以下の措置を講じる。
- ・クーリング期間制度(直前の対象期間満了日の翌日から1年経過するまで新たに受給できない制度)を適用しない。
 - ・クーリング期間制度の適用除外となる事業主については、令和4年12月1日～令和5年3月31日の間において支給限度日数である100日まで受給可能。
 - ・その他、申請書類の簡素化等の特例を継続する。
 - ・これまでコロナ特例を利用せず、令和4年12月以降の休業等について新規に雇用調整助成金を利用する事業主は、経過措置ではなく通常制度による申請を行う。
- (※6) 生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。なお、毎月業況を確認する。
- (※7) 大企業はシフト制労働者等のみ対象。
- (※8) 休業支援金の地域特例の対象は、雇用調整助成金と同じ(左記※3)。
なお、地域特例については月単位での適用とする。
(例) 5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置
→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

(注1) 注釈中の下線部は経過措置。
(注2) 政府としての方針であり、施行にあたっては、厚生労働省令等の改正が必要。

産業雇用安定助成金の全体像（案）

1 事業の目的

○ 雇用維持支援コース（仮称）

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対し賃金等の一部を助成する。

○ 事業再構築支援コース（仮称）【新規】 ※令和5年度当初予算要求

新型コロナウイルス感染症の影響等により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が行う、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編等の事業再構築を人材の育成・確保の面から効果的に促すため、当該事業主に雇用される労働者の雇用の安定の確保と当該事業再構築に必要な新たな人材（コア人材）の円滑な受け入れ（労働移動）を支援する。

○ スキルアップ支援コース（仮称）【新規】 ※総合経済対策

在籍型出向は、自社にはない実践の場における経験から新たなスキルを習得することが期待できるため、労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、出向から復帰した際に賃金を出向前と比較して5%以上上昇させた場合に、労働者を送り出す事業主に対して助成することにより、在籍型出向を推進し企業活動を促進するものであり、雇用機会の増大等雇用の安定を図る。

2 事業の概要

コース名	対象事業主	中小企業	中小企業以外	備考
雇用維持支援コース （仮称）	雇用維持目的の在籍型出向を実施する事業主 （出向元・出向先双方）	解雇無：9/10 解雇有：4/5 上限：12,000円/1日	解雇無：3/4 解雇有：2/3 上限：12,000円/1日	出向労働者の賃金、教育訓練等の一部に対する助成 ※出向初期経費助成あり
 事業再構築支援コース （仮称）	事業再構築の前後を通じて労働者の雇用を確保した上で、当該事業再構築に必要なコア人材を雇い入れた事業主	280万円 （6ヶ月ごとに140万円×2期）	200万円 （6ヶ月ごとに100万円×2期）	コア人材とは、専門的な知識等を有する年収350万円以上の者
 スキルアップ支援コース （仮称）	労働者のスキルアップのため在籍型出向を実施する事業主 （出向元のみ）	2/3 上限：8,355円/1日	1/2 上限：8,355円/1日	出向労働者の賃金の一部に対する助成

産業雇用安定センターにおける在籍型出向成立状況

(令和4年4月1日～令和4年12月31日実績) ※速報値

- 在籍型出向の令和4年度12月末現在の成立件数は2,307人。
- 企業規模別に見ると、大⇒大が最多の1,330人(57.7%)、以下、大⇒中小398人(17.3%)、中小⇒大292人(12.7%)、中小⇒中小287人(12.4%)
- 業種別に見ると、出向元の最多は製造業(1,036人)、出向先の最多は製造業(1,133人)、出向成立の最多は製造業⇒製造業(880人)、異業種への出向割合は58.9%

過去5年の推移						(人)
H29'	H30'	R1'	R2'	R3'	R4'	(12月まで)
2,073	1,678	1,240	3,061	5,611	2,307	

企業規模別				(人)
出向先	出向元		大企業	中小企業
	大企業		1,330	292
	中小企業		398	287

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R2'	79	90	107	67	114	171	126	283	498	344	503	679	3,061
R3'	475	618	682	611	390	521	441	391	419	315	258	490	5,611
R4'	388	278	267	246	250	333	141	177	227				2,307

業種別		(人)																				
出向先	出向元	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	(人)
		農業・林業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業・郵便業	卸売業・小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業(他に分類されないもの)	公務(他に分類されるものを除く)	分類不能の産業	合計
A	農業・林業	3	0	0	0	2	0	0	20	1	0	0	0	5	0	0	0	25	0	0	0	56
B	漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
D	建設業	0	0	0	11	9	2	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	7	0	0	0	33
E	製造業	0	0	0	24	880	0	1	90	46	0	1	18	18	9	0	5	16	25	0	0	1,133
F	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
G	情報通信業	0	0	0	0	10	0	1	117	24	0	0	2	0	28	0	0	0	0	0	0	182
H	運輸業・郵便業	0	0	0	0	11	0	0	26	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	40
I	卸売業・小売業	0	0	0	0	30	0	1	144	10	0	0	1	26	21	0	0	0	2	0	0	235
J	金融業、保険業	0	0	0	0	3	0	1	0	8	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	15
K	不動産業、物品賃貸業	0	0	0	0	14	0	6	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	27
L	学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	10	0	0	5	1	0	0	0	1	6	0	0	0	0	0	0	23
M	宿泊業、飲食サービス業	0	0	0	0	0	0	0	21	5	0	0	1	3	27	0	0	0	0	0	0	57
N	生活関連サービス、娯楽業	1	0	0	0	5	0	0	4	0	0	0	0	1	4	0	0	0	1	0	0	16
O	教育、学習支援業	0	0	0	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	10
P	医療、福祉	0	0	0	0	8	0	0	37	3	0	1	1	0	13	0	7	0	0	0	0	70
Q	複合サービス事業	8	0	0	0	14	0	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	63
R	サービス業(他に分類されないもの)	1	0	0	0	35	0	2	249	28	0	0	3	0	15	0	0	0	3	0	0	336
S	公務(他に分類されるものを除く)	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	6
T	分類不能の産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		13	0	0	35	1,036	2	15	760	130	0	3	28	56	135	0	12	49	33	0	0	2,307